

ヤマナカー宮西店

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

届出概要

閉店時刻を午後9時から午後11時(年間150日午後11時30分)までに繰り下げる。これに伴い、来客駐車場利用時間を午後11時30分(年間150日午前0時)までとする。(法第6条第2項)

届出事項

1	届出年月日	平成15年12月24日		
2	店舗名称	ヤマナカー宮西店		
	店舗所在地	一宮市大和町字毛受辻畑6-2		
3	変更をする日	平成16年2月21日		
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	三洋紡績株式会社	
		代表者	代表取締役 加藤菊夫	
		住所	一宮市観音寺一丁目5-22	
		備考	1名	
	小売業者	名称	株式会社ヤマナカ	変更前に同じ
		代表者	代表取締役 中野義久	同
(2)	住所	名古屋市東区葵三丁目15-31	同	
	備考	なし	同	
(3)	店舗面積	3,585 m ²	同	
		同	同	
	駐車	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	220 台	同
	駐輪	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	100 台	同
	荷捌	位置	別紙図面のとおり	同
		面積	140m ²	同
廃棄	位置	別紙図面のとおり	同	
	容量	100m ³	同	
(4)	営業	開店時間	午前9時	同
		閉店時間	午後9時	午後11時(年間150日午後11時30分)
	駐車場利用時間帯	午前8時30分から午後9時30分まで	午前8時30分から午後11時30分(年間150日午前0時)まで	
	駐車場	出入口数	5箇所	変更前に同じ
		出入口位置	別紙図面のとおり	同
	荷捌時間帯	午前6時から午後9時30分まで	同	
業態	食料品専門店			
用途地域	市街化調整区域			
参考	平成6年4月開店 平成平成13年9月法附則第5条第1項届出(開店時間午前10時→午前9時、閉店時間午後8時→午後9時)			

I 施設の配置及び運営方法関連事項

① 荷捌施設の整備等

ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	140m ²	あり	10分	2台	7台	○

イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6:00~7:00	7台	17:00~18:00	12:00~13:00	無し	必要なし	○

② 経路の設定等

(1) 車両関係

ア 搬出入車両関係

通学路の有無	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
有り	有り	非配備

ヤマナカー宮西店

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

① 騒音問題対応策

ア 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
北A	10 m	無	来客車両	無	無	-
西B	50 m	無	室外機等	無	無	-
南C	5 m	無	来客車両	2m	無	-
東D	5 m	無	来客車両	2.3m	無	-
東E	10 m	無	来客車両	無	無	-

遮音壁の悪影響 なし

評価
○

イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	特になし
荷捌施設運営面での配慮	アイドリングストップ、作業時間短縮
荷捌施設機器選択面での配慮	特になし
放送設備使用面での配慮	屋外放送無し

ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	既存住宅に影響が少ない場所に設置、遮音壁の設置
給排気口からの騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置
駐車場からの騒音配慮	夜間利用制限、遮音壁の設置
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避

② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	冷却塔	空調室外機	18	給排気口	38	変電施設	浄化槽	ポンプ	エンジン等
		冷凍室外機	13	冷凍機械室						
変動騒音	ゴミ収集作業	○	BGM		アナウンス					
	自動車走行	○	荷捌アイドリング	○	後進警報ブザー					
衝撃騒音	荷降り音	○	台車走行							
建物の構造(高さ)		鉄骨造2階建(9.5m 一部12.8m)								

ア 等価騒音レベル予測

		北A(1.2m)	西B(1.2m)	南C(4.7m)	東D(4.7m)	東E(1.2m)
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
昼間基準値		55 dB				
夜間基準値		45 dB				
設置者	昼間等価騒音レベル	46.2dB	44.7dB	48.0dB	49.4dB	45.3dB
	評価	○	○	○	○	○
県	夜間等価騒音レベル	36.8dB	38.7dB	45.0dB	41.1dB	41.2dB
	評価	○	○	○	○	○
昼間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
夜間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

イ 夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無						有
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か						
上記A・Bの具体的内容						店舗東側に診療所あり
		北A(4.7m)	西B(4.7m)	南C(4.7m)	東D(4.7m)	東E(1.2m)
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	あり	なし	あり
基準値		50dB	50dB	45dB	50dB	45dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	51.1dB	46.6dB	29.8dB	30.8dB	22.3dB
	評価	△	○	○	○	○
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	50.6dB	37.5dB	49.3dB	45.3dB	45.0dB
	評価	△	○	△	○	△
定常騒音の騒音レベルの最大値検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

C点で夜間騒音を実測した結果、周辺騒音は大きく、店舗から発生する騒音の影響は小さい。

A点における定常騒音が規制値を上回っているが隣地は調整区域の農地であるため住居への影響は小さい。

ヤマナカー宮西店

(2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	建物内にて冷蔵密閉
衛生問題関係配慮	特になし

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変異	判定
紙廃棄物用	40.00 m ³	1日	1.15 t	0.10 t/m ³	11.47 m ³	変更なし	○
空缶・空き瓶	30.00 m ³	1日	0.13 t	0.10 t/m ³	1.33 m ³	変更なし	○
厨芥・その他	30.00 m ³	1日	1.00 t	0.15 t/m ³	6.69 m ³	変更なし	○
合計	100m ³	-	-	-	19.49 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	無	空缶・空き瓶の回収箱設置	有
生ゴミ堆肥化施設の使用	無	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	有
廃棄物等圧縮機の使用	無	食品加工場の設置	有
脱水装置の使用	無	物販店以外の施設との保管施設の共有	無

位置・構造	適正な分別の実施		分別廃棄を実施	
	搬出作業の利便性の確保	有	特になし	
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	有	建物内に内蔵し気密性を確保	
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	有		
	生ゴミ保管施設の気密性の確保	有		

十分な搬送頻度の確保	毎日搬送
繁忙期の特別な措置	特になし
運搬(予定)業者(免許番号)	富士商事
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	無
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	廃棄物を冷蔵保管し悪臭の発生を防止

評価
○

市町村の意見概要	対応
意見なし	

住民等の意見の概要	対応
意見なし	

県の意見案
意見なし